

グループホーム新築・改修 事業補助金

～社会福祉施設等施設整備費補助金(国庫補助)の活用について～
(6.0版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

社会福祉施設等施設整備費補助金(国庫補助)の活用について

- 障害者グループホーム新築・改修事業補助金については、財源確保のため、社会福祉施設等施設整備費補助金(国庫補助)を活用することとします。

○物件の新規建築
○既存物件の改修
 ・バリアフリー化
 ・消防設備(スプリンクラー以外も含む)の設置
に活用

- 補助金交付手続きの窓口は本市ですが、申請者は「国」と「市」のそれぞれの様式で申請書類を提出する必要があります。

(1) 整備区分と整備内容、補助額等について

表1 整備区分と整備内容、補助額等

国	市			
整備区分	整備区分	整備内容	補助基準額	補助金額
創設	新築	新たに施設を整備し、一般住居用の住宅に比して、バリアフリー化等の特殊な工事	1建物あたり1,000万円	補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない額
	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児者対応 ・日中サービス支援型 ・行動障害等を主とした重度障害者対応 		1建物あたり2,000万円	
大規模修繕	改修	既存物件(賃貸物件を含む)における工事を伴うバリアフリー化改修及び消防設備(スプリンクラー、火災通報装置、自動火災報知設備等)の整備	1共同生活住居あたり600万円(ただし、エレベーター等の設置を行う場合は200万円上乘せ)	補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない額
	<ul style="list-style-type: none"> ・日中サービス支援型 ・行動障害等を主とした重度障害者対応 	既存物件(賃貸物件を含む)における工事を伴う障害特性に応じた改修及び消防設備(スプリンクラー、火災通報装置、自動火災報知設備等)の整備	1共同生活住居あたり800万円	

(1) 整備区分と整備内容、補助額等について

※スプリンクラーについては、【見積額と合見積額を比べて低い方の額】(A)と【以下の基準単価にスプリンクラー設置面積を乗じて得た額】(B)とを比べて低い額を基準額とし、その3/4が補助額となります。

※スプリンクラーを含む必要となる消防設備については、消防署に御相談ください。

令和6年度の例 ※来年度は変更になる場合があります	1,000㎡未満	1,000㎡以上の 平屋建	消火ポンプユニット加算 (㎡数関係なし)
基準単価 (1㎡あたり)	26,300円	50,300円	3,090,000円

・ 肢体不自由児者対応とは

入居者に、重度訪問介護対象者の身体の要件(※)に該当する者がいること、又は入居の予定が明らかな場合

(※)障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する者

①二肢以上に麻痺等があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

・ 行動障害等を主とした重度障害者対応とは

次のいずれにも該当する者が、新築・改修後の入居予定者の半数以上いること

①障害支援区分が5以上であること

②川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準に規定する行動障害加算の支給決定を受けている者

(1) 整備区分と整備内容、補助額等について

●補助対象経費

工事費・工事請負費及び工事事務費※

※工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、工事費・工事請負費の2.6%が上限。

●補助対象外経費

- (1)外構・緑化工事 (2)土地の買収、又は整地に要する費用 (3)既存建物の買収に要する費用
(4)職員の宿舍に要する費用 (5)備品関係 (6)施設に固着していない設備 (7)不動産登記関係手数料
(8)各種申請手続き費(電力会社、水道局、消防局等) (9)その他施設整備費として適当と認められない費用等

これらの費用を、法人が負担する実支出額から差し引いた額を補助対象経費とします。

●補助率 補助金額のうち 国 2/3 市 1/3

●注意事項

- 表1の「補助金額」は上限額です。市の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額または不採択とする可能性もありますことを御留意ください。
- 新築(創設)は、定員4～10名が補助の対象とします。これ以外の場合、補助対象としない場合があります。
- 改修(大規模修繕)は、2社以上の見積が必要です。合見積のうち、より低い方を補助対象経費とします。
- 改修(大規模修繕)は、総事業費が30万円以上1,000万円以下(ただし、エレベーター等設置整備とその他の改修整備を行う場合の上限は1,200万円以下、エレベーター等設置整備のみを行う場合の上限は200万円以下)を補助の対象とします。30万円以下の場合、補助の対象としません。

(1) 整備区分と整備内容、補助額等について

～整備区分について～

◆家主と事業者で費用を按分して施設を新築した場合◆

家主と事業者で費用を共同で負担して物件を新築する場合、整備区分は次のとおりです。判断に迷う場合は、早目に御相談ください。

<新築>として認められるケース

- 家主と事業者で負担割合に応じて物件を登記する
- 補助対象外経費も含め、双方で費用を均等に負担する

※補助対象外経費をすべて家主が負担する等の場合は、補助対象として認めないこともあります。

<新築><改修>ともに認められないケース

- 家主が物件を新しく建て、事業者がバリアフリーや消防設備の設置を負担する

家主と施工業者が工事契約をする場合、契約書に事業者の名前が出てきません。その場合は、家主と事業者との間で、工事費用の負担についての覚書(双方の押印あり)等を提出していただきます。

家主が負担した工事費等については、補助対象としないので御注意ください。

(2) 申請から実績報告までの流れ

※国庫補助の内示・交付決定は、令和7年度の例

時期	内容
3月上旬	①川崎市補助金選定委員会へのエントリー書類の提出
3月中旬～下旬	②川崎市選定委員会 (<u>選定委員会で承認された案件のみ、国への協議申請を行います。</u>)
3月下旬 ～4月上旬	③国庫補助協議
6月下旬	④国庫補助の内示、結果通知
7月中旬	⑤国庫補助及び市補助金の本申請書類の提出
8月上旬	⑥国庫補助の交付決定
随時	⑦川崎市交付決定通知書の交付(本申請受付後随時)
	工事の実施
	⑧実績報告書の提出(工事完了後30日以内または毎年度3月31日の早い日付)
	⑨交付確定通知書の交付・補助金の交付(お支払い)

①、⑤、⑧が事業者が提出する資料です。

(3) 書類提出の手続き

① 川崎市補助金選定委員会へのエントリー及び協議書の提出(法人→市)

本市の選定委員会を実施し、補助金の対象となるグループホームの選定を行います。

選定委員会で承認された案件のみ国への協議申請を行いますが、例年、国からの協議書提出の依頼から締切までが1週間程度と非常に短いため、選定委員会へのエントリーと併せて、事前に必要と見込まれる書類を提出していただきます。さらに必要な書類があれば、再提出を求める場合があります。

■ 必要書類

書類名称	作成の際の注意事項
グループホーム新築事業補助金希望調査票(1)または グループホーム改修事業補助金希望調査票(2)	新築の場合は(1)、改修の場合は(2)
共通別紙1 (配置図・平面図)	
共通別紙3 (事業計画書)	
共通別紙4 (法人審査結果報告書)	
見積書	改修事業については2社以上の見積書が必要
現年度予算書(任意様式)	

※当補助金については、令和2年度より「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注」を適用しています。

なお、補助金交付が100万円を超える補助事業等で、1件の契約あたり100万円を超える工事請負を発注する場
合を対象とします。

(3) 書類提出の手続き

⑤ 国庫補助本申請書類の提出(法人→市→国)

3月に提出した協議書に基づき、国から国庫補助の内示があります(6~7月)。内示で補助対象とされた事業者は、本市から連絡を行いますので、国に対する申請書類を改めて提出してください(例年、期限が短いことを御留意ください)。

■ 必要書類

書類名称	作成の際の注意事項
別紙3(事業計画)	
居室面積等一覧表	
工事費費目別内訳書	
配置図・各階平面図	

(3) 書類提出の手続き

⑤ 川崎市補助金の本申請書類の提出(法人→市)

本市から国庫補助の内示があった連絡を受けたら、必ず工事の着工前に、本申請を行ってください。

■ 必要書類

書類名称	作成の際の注意事項
川崎市障害者グループホーム新築・改修事業等補助金交付申請書(第1号様式)	
事業計画書(第2号様式)	
補助事業にかかる収支予算書(任意様式)	
定款及び運営規程(写し)	最新のもの
見積書※内訳を含んだもの	内容のわかるよう内訳が明瞭なもの
図面(改修箇所がわかるもの)及び立地図	図面は建物の図面。立地図は共同生活住居周辺の地図。
選定委員会で承認を受けた通知(写し)	

(3) 書類提出の手続き

⑧実績報告書の提出

事業者は、工事完了後、国及び市のそれぞれに実績報告が必要です。いずれも工事完了から30日以内、又は、毎年度3月31日のうち、早い日付までに報告書を提出してください。

■必要書類(市)

書類名称	作成の際の注意事項
実績報告書(第6号様式)	
補助事業にかかる収支決算書	
工事請負契約書(写し)	
賃貸借契約書(写し)	契約締結日の記入と契約者双方の押印のある契約書の写し
工事完了届(引渡書)に相当するものの写し	工事完了を確認するに足る検査済証の写し
図面及び立地図	申請書に添付したものと同一の場合は省略
工事完了箇所の写真	建物の外観と、設置した設備等の写真
請求書・支払金口座振替依頼書	「請求書・記入例.pdf」を参考に、作成・提出してください。

■必要書類(国)

書類名称	作成の際の注意事項
別紙3(事業実績報告書)	工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。
工事請負契約書(写し)	
検査済証(写し)	工事完了を確認するに足る検査済証の写し
居室面積等一覧表	交付申請書に添付したものと同一の場合は省略
建物平面図及び立面図	交付申請書に添付したものと同一の場合は省略
建物内外主要部分の写真	市に提出した工事完了箇所の写真を代用するため省略
別紙①(工事契約金額報告書)	
抵当権の設定を証明できる書類	登記簿等の写し

(4) 財産処分

補助を受けた事業は、財産処分に次の制限がありますので、財産処分を検討する場合は必ず処分前に御相談ください。

(1) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産(「補助対象財産」)を、処分制限期間を経過する前に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄をする場合は、事前に市長の承認を受ける必要があります。

財産処分の種類	内容
転用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	補助対象財産の所有者の変更
交換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引き取りは、交換ではなく廃棄にあたる。
貸付	補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
取壊し	補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。
廃棄	補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

< 処分制限期間の例 >

鉄骨鉄筋／鉄骨コンクリート造(寄宿舍用): 47年
木造／合成樹脂造(寄宿舍用): 22年
エレベーター: 17年
消火、排煙又は災害報知設備: 8年

担保に供する処分(抵当権の設定)

補助対象財産に抵当権を設定する場合は、処分する際には国庫補助を返納するという念書等の事前提出が必要です。

(2) 経過年数(補助金の交付の目的のための事業を実施した年数)が10年未満である施設等の財産処分をする場合は、補助金の返納を求める場合があります。

(5) 補助金と工事期間に関する注意事項

- ・補助金を受けようとする場合は、契約・着工・竣工時期にご注意ください。
- ・国の内示前に施工業者等と契約を締結することはできません。また、着工は国及び市の交付決定通知を受けてから実施してください。
- ・国庫補助については、内示以降、着工可と認められる場合がありますが、毎年度国への確認が必要ですので、確定ではありません。また、内示後着工可となった場合も、国の交付決定通知前に工事完了することは認められません。